

ウィズコロナ時代の 労務トラブル対応

昨年から続く新型コロナウイルスの感染拡大により新たな労務トラブルが多数起きています。

このような先行きが見えない状況においては、法律やルール一辺倒の対応ではなく、従業員の不安な気持ちやその家族の状況も踏まえた柔軟な対応が会社には求められます。

またその対応において、会社が良かれと思ってしたことが従業員を逆に傷つけたり、従業員に言質を取られて後で法的責任を追及されたり、法的には認める必要がないのに誤解して従業員に有利な取り扱いを認めてしまったりすることもあります。さらに本年4月からは中小企業でも同一労働同一賃金が本格的に開始されます。

今後、有期契約社員から、正社員との待遇差について説明や改善を求められる機会も増え、新たな問題が生ずることは確実です。そこで今回は新型コロナウイルスによって生じる新しい労務トラブルへの対応について解説します。

日時 令和3年7月30日(金)
10時～16時30分

開催方法 WEBセミナー
(Zoomウェビナー使用)

受講料 10,000円/名
(消費税含む)



講師 **岸田鑑彦** 弁護士
社若経営法律事務所

～ 主なテーマ ～

● 休業と賃金 ●

休業手当を支払わなければならない場合は
賃金を支払わなければならない場合は
会社の責めに帰すべき場合の考え方

● 整理解雇／退職勧奨 ●

解雇と退職勧奨の違い
整理解雇前の準備事項
退職勧奨の留意点

● 労働条件の不利益変更 ●

不利益変更の方法
不利益変更の同意の取り方
どの程度の不利益なら許容されるか

● 賞与 ●

賞与額の決定方法
賞与額に不満がある従業員への対応
賞与額と労使慣行

● テレワークにより生ずる問題 ●

労働時間の管理方法
業務をしない従業員への対応
リモートハラスメント

● 副業兼業 ●

副業兼業を認めるべきか
副業兼業を認める際の留意点
会社の許可を得ない副業兼業への対応

● コロナうつなどのメンタルヘルス疾患 ●

テレワーク中の事情聴取の方法
メンタル疾患と業務上災害
テレワークなら復職可との診断が出た場合の対応

● 同一労働同一賃金 ●

同一労働同一賃金が問題となる待遇とは
待遇差の是正方法
待遇ごとの説明方法

申込方法

①FAXまたは郵送

下記受講申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送

②ホームページ

当協会ホームページの「インターネットから申込み」より申込み

※折り返し、受講票と受講料振込用紙を送付いたします。なお、お申込み後2週間を
経過しても届かない場合は、お手数ですが右記問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせ

公益財団法人
愛知県労働協会 労働教育グループ

〒450-0002

名古屋市市中村区名駅四丁目4-38 ウィンクあいち17階

TEL:052-485-7154 Email:rodo@ailabor.or.jp

ホームページ:http://www.ailabor.or.jp/rodo/

お申込みは切り取らず、A4のままFAXでお送りください。 **FAX 052-583-0585**

「ウィズコロナ時代の労務トラブル対応」受講申込書

Y5

受講者氏名 (フリガナ)			連絡者及び連絡先住所(勤務先・自宅) ※○をつけてください 住所 〒			〈TEL〉 (日中連絡のつく番号をご記入ください)		
			会社名/団体名			部署名		
性別	年齢	歳				連絡者氏名		
受講者【E-mail】 (招待用URL送付先)								

※受講申込いただきました個人情報(氏名・住所等)は、お問い合わせや案内文書の送付、返信、本人確認のためのみに使わせていただきます。
これらの目的以外には一切使用しません。(協会個人情報保護規程第4条に基づき取扱います)